

重罪私訴追のアンジェー改革(1)

マーガレット・H・カー

沢田裕治（訳）

〔訳者はしがき〕

この邦訳の原典は、Margaret H. Kerr, ‘Angevin Reform of the Appeal of Felony’, *Law and History Review*, 1955, Vol. 13, No. 2, 351-391 である。

著者のマーガレット・H・カーは、トロント大学中世史センターから博士号を取得した。彼女は、1981年にオンタリオ弁護士会で弁護士登録し、訴訟（不法行為法、会社法関係）と法律調査の領域で実務弁護士として活動しつつ、中世イングランド法制史を中心に精力的に研究を展開している異色の研究者である。そして2001年以降は、病院や大学関係の調査に関する会社法を専門的に取り扱うバリスタかつソリシタとして活動している。その主な依頼者は、病院、調査研究機関、医者、サイト管理組織、製薬会社などであり、相談依頼の領域は、治験、製造工場内試験、知的財産権特許事務及び調査研究の資金調達などの契約が含まれる。また（トロント大学附属病院）臨床研究合意ワーキング・グループとREB-LS（リサーチ倫理局の仕事に様々な関心をもつ法律家グループ）並びにより慣例的には上部カナダ法律家協会とオンタリオ女性法律学会の会員である。彼女は、人知れず献身的な努力を惜しまない経験豊かな弁護士による援助を得て法実務においても大活躍している。

マーガレット・カーの一般的な著作には、*Legal Research: Step by Step* (Emond-Montgomery, 1998); ジョアン・カーツ JoAnn Kurtz と共著の *Canadian Small Business Kit for Dummies* (CDG Books, 2002; 2nd edition 2006), *Wills and Estates for Canadians for Dummies* (CDG Books, 2000), *Facing a Death in the Family* (John Wiley and Sons, 1999), *Make It Legal: What Every Canadian Entrepreneur Needs to Know About the Law* (John Wiley and Sons, 1998), 及び *The Complete Guide to Buying, Owning and Selling a Home in Canada* (John Wiley and Sons, 1997)―second edition, *Buying, Owning and Selling a Home in Canada* (John Wiley and Sons, 2001); the co-author with JoAnn Kurtz and Arlene Blatt of *Legal Research: Step by Step* (2nd edition 2006); さらにジョアン・カーツ JoAnn Kurtz、ローレンス・オリヴオ Laurence Olivo と共著の *Canadian Tort Law in a Nutshell* (Carswell, 1997, 2nd edition, 2005) がある。

しかし、こうした一般的な著作に加えて、彼女にはより専門的な学術的な出版物として以下のものがある。即ち ‘Three Murder Trials in England c.1200’, in T. Haskett, ed., *Crime and*

Punishment in the Middle Ages (Humanities Centre, the University of Victoria, 1998), ‘Husband and Wife in Criminal Proceedings in Medieval England’, in *Women, Marriage and Family in Medieval Christendom: Essays in Memory of Michael M. Sheehan, C.S.B.* (University of Michigan Press, 1998), ‘Angevin Reform of the Appeal of Felony’, 13 *Law and History Review* 351 (1995) [本邦訳], ‘Constructive Homicide Under Construction’, 18 *International Journal of Comparative and Applied Criminal Justice* 63 (1994), and ‘Cold Water and Hot Iron: Trial by Ordeal in England’, 22 *Journal of Interdisciplinary History* 573 (1992) がそれであって、それらはいずれも中世イングランド刑事法史の領域で極めて重要な寄与をなしている。

本論文は、重罪私訴追の歴史的意義の再評価に向けた優れた論文である。本論文を翻訳する意義はまさにその点にある。本論文の詳しい内容と解説は次号に譲るとして、本論文の翻訳を本誌「山形大学紀要（社会科学）」に掲載するに当たり、ここでごく簡単に、本論文が占める研究史上の位置について予め言及しておこう。

ヘンリ2世の司法改革がイングランド法制史に占める重要性については、改めて指摘する必要がないほどである。「ヘンリ2世の治世は、我が法の歴史において最高の重要性をもっており、その重要性は、中央権力の活動に、即ち国王によって命じられた諸改革によるである」とメイトランドは書いた。このヘンリ2世の司法改革の中核をなすものは、概括的には、一方は刑事的な告発陪審の創設であり、他方は民事的な新侵奪不動産占有回復令状、相続不動産占有回復令状及び寡婦産下知令状などの占有回復令状の創設であったと言える。

後者については、ヘンリ2世の司法改革の民事的な土地法に関するその後の重要論文であるジョセフ・ビアンカラーナ「正義＝裁判の不履行の故に：ヘンリ2世の法改革」(*Columbia Law Review*, vol. 88, 1988, 433-536)がある。ビアンカラーナもまた、ヘンリ2世の司法改革の画期的意義を認めて次のように述べる。即ち「ヘンリ2世の国王統治の革新の重要な部分は、その日常的性質と広範な適用可能性によって、コモン・ローの起源となった一連の法的改革であった。メイトランド（その偉大な仕事が依然としてイングランド法制史の出発点である—そしてしばしば終着点でもある—）からメイトランドの最も偉大な改訂者であるミルソムに至る近代の法制史家は、これまでコモン・ロー法史に対するヘンリの法改革の重要性を認めてきた」と。

しかし後者の刑事的な面については、ジョン・ハドソンが雄弁に述べるように、大部分の法制史学者は土地法に精神を集中し、刑事法についての研究は比較的貧弱である（‘Violence, Theft, and the Making of the English Common Law’, in Timothy S. Haskett ed., *Crime and Punishment in the Middle Ages*, 1998, 19-35）。彼によれば、中世イングランドについて書く大部分の法制史学者は、土地法に精神を集中し、犯罪にはそうしてこなかった。一部には、これは土地保有に関してはより包括的な資料が存在するためである。しかしながら、土地法はより精妙であり、したがって犯罪のそれよりも一層興味深いとの明らかな感情もある。例えばミル

ソムは次のように述べている。即ち「イングランドにおける犯罪の貧弱な歴史は、簡単に語ることができる。時間をかける価値があるものは何も生み出されなかった。単に跡づけるべき行政的な達成が存在するにすぎない。司法が数世紀を通じてなされた限り、それは裁判官によってかつ野蛮な法にもかかわらずなされた」と。コモン・ローの歴史的基礎は、土地保有に影響を与える発展の中に捜し求められる傾向がある。しかし、犯罪に関する法は土地に関するそれよりもあまり精緻でないとはいえ、それは重要性が劣っていたわけではない。実際、コモン・ローの結晶化の背後の起動力は、犯罪に関する王権の関心であったかもしれない。

このイングランド刑事法史の重要な焦点のひとつが、ヘンリ 2 世の司法改革の一環をなす重罪私訴追のアンジュー改革であり、そこでのクラレンドン・アサイズによって旧来の制度が重罪私訴追として再編された意義を論じるのが本論文の重要な論点である。

この点については、既に訳者が私訴追の重要性に注意を促す論文で若干紹介したことがある（拙稿「ベッドフォードシアの私訴追について」直江眞一編『イギリス中・近世史資料の総合研究―史料分析から歴史解釈へ―』2007 年、科研研究成果報告書）ので、その一部を引用しておこう。即ち「私訴追がイングランド刑事法において占める歴史的意義については、これまで十分な考察がなされてこなかった。従来の研究史の問題関心は、もっぱら審理陪審の歴史的な成立過程を中心としてきた。ヘンリ 2 世の改革に重要な位置づけが与えられ、クラレンドン・アサイズに焦点が当てられる一方、その改革は私訴追については直接には触れていないとされ、告発陪審という公的訴追制度の導入によってそれ以後私訴追は衰退または形骸化したとされてきた。かくて、審理陪審の発生は神判廃止と結び付けられて論じられる。『不当にも刑事事件における証明陪審の成立は、神判廃止に結び付けられた』。／このように研究史の上では重罪私訴追についてこれまで深く掘り下げた本格的な研究はほとんど見られなかった。しかし最近、こうした研究動向に根本的な反省を迫る幾つかの業績が現われてきた。例えば、ロジャ・D・グルートは一連の画期的業績によって、この重罪私訴追の研究に数少ない寄与の一つを果たし、そしてさらにその成果を踏まえてマーガレット・H・カーは、重罪私訴追のアンジュー改革について注目すべき論文を発表した」と。今回本誌に掲載する翻訳は、まさにそこで「注目すべき論文」と述べたものに他ならない。

クラレンドン・アサイズは、イングランドの法制史と国制史において決定的に重要な意義をもつ文書である。それはヘンリ 2 世治世中の 1166 年に由来し、特有かつ正規の裁判手続を確立した。本論文は、ヘンリ 2 世の司法改革の一環をなす重罪私訴追のアンジュー改革について論じる高度に専門的な論文である。したがって本論文を翻訳して本誌に掲載することは、我が国の研究レベルの向上に資するものである。この論文の重要性は、例えば次のような専門論文に引用されていることから明らかである。即ち A. J. Musson, ‘Turning king’s evidence: the prosecution of crime in late medieval England’, *Oxford Journal of Legal Studies*, Volume 19, Numer 3,

1999, 467-480. (アンソニー・マッソンはこの論文に付き、p. 468 の註 5 で、「ヘンリ 2 世治世中の王権の政策に関する興味深い所見」と指摘する)。Daniel Klerman, 'Settlement and the Decline of Private Prosecution in Thirteenth-Century England', *Law and History Review*, Vol. 19, 2001, 1-65 (ダニエル・クラーマンは、p. 36 の註 84 で「1222 年より前の残存するすべての私訴追を分析したカーは、1218 - 1222 年の巡察中、取り下げられた私訴追の 45% (10 / 22) が陪審審理に送られたことを発見した」と述べるなど、随所で引用する)。Graeme J. White, *Restoration and Reform, 1153-1165 : Recovery from Civil War in England*, 2000 (ホワイトは、p. 198 の註 209 において、共犯者告発人の制度に関するマガーレット・H・カーの見解につき批判を展開しているが、ここでは、その詳細と当否についての検討は差し控える) などがそれである。

〔邦訳のための凡例〕

- 1、原著には、目次はないが読者の便宜を考えて最初に目次を置いた。
- 2、原著のゴシックは、訳文でもゴシックを用いた。
- 3、原著のイタリックは、書名の場合は『』で括り、小見出しの場合は下線を引き、ラテン語の場合は、そのままラテン語を示し、訳文でもイタリックを用いた。
- 4、註は原著と同様に、脚註の形を採用した。
- 5、appeal of felony の訳語としては「重罪私訴追」を採用した。
- 6、原著のページは、邦訳では例えば〈p. 351〉のように示した。

〔目 次〕

〔訳者はしがき〕

〔邦訳のための凡例〕

〔序〕

国王の共犯者告発人の私訴追と王権の共犯者告発人の私訴追

重罪私訴追

放棄に対する罰金

訴訟遂行の保証人（以上本号）

和解の監視

私訴追と陪審

私訴追人の権利の保持

刑事制裁としての罰金

結論

付録

- 表 1 私訴追人と国王の共犯者告発人、1130 — 1166 年
- 表 2 ヘンリ 2 世治世における王権の共犯者告発人、1166 — 1187 年
- 表 3 私訴追の放棄を理由として私訴追人と私訴追保証人に科せられた罰金、1194 — 1256 年
- 表 4 ヘンリ 2 世治世に私訴追の放棄を理由として私訴追人に科せられた罰金
- 表 5 放棄され無効となった私訴追における陪審利用の頻度
- 表 6 訴訟遂行されなかった私訴追と撤回された私訴追における無罪放免と次回期日の指定なしの判決

【解説】

<p. 351>

〔序〕

ヘンリ 2 世（1154 — 1189 年）がイングランド王として即位したとき、行政の中央集権化が彼の政府の鍵テーマとなり、司法改革が中央集権化の鍵テーマとなった。彼の治世を通じて、ヘンリは、領主裁判所における判決に代わるものとして国王裁判官の面前での陪審審理を国王の令状により提供することによって、土地の訴訟事件に対する国王裁判管轄権を拡大した。新侵奪不動産占有回復アサイズ assize of novel disseisin（1155 × 1166 年）は、聖俗保有地確定アサイズ assize utrum（1164 年）、相続不動産占有回復アサイズ assize of mort d'ancestor（1176）及び聖職推薦権回復アサイズ assize of darrein presentment（1179 年より後）、また大アサイズ Grand Assize（1179 年頃）と寡婦産令状 writ of dower に対する道案内をした⁽¹⁾。ヘンリはまた、クラレンドン・アサイズ Assize of Clarendon（1166 年）⁽²⁾と重罪私訴追の改革を通じて刑事訴訟

⁽¹⁾ D. W. Sutherland, *The Assize of Novel Disseisin* (Oxford, 1973); J. Biancalana, 'For Want of Justice: Legal Reforms of Henry II', *Columbia Law Review* 88 (1988): 433. を見よ。新侵奪不動産占有回復アサイズ assize of novel disseisin は、土地の占有から追い立てられた原告の問題を処理し、占有の被侵奪者の訴訟事件の利益が審理され得るよりも前に、彼らに占有を回復するよう要求した。聖俗保有地確定訴訟 assize utrum は、係争地が教会の裁判管轄権の属するか国王の裁判管轄権に属するかを決定する訴訟手続であった。聖職推薦権回復アサイズ assize of darrein presentment は、原告たる土地所有者が聖職者を教会に推挙する最後の聖職者推挙権者—したがって現在の権利をもつ者—だったかどうかを決定した。相続不動産占有回復アサイズ assize of mort d'ancestor は、相続人はその祖先がその死亡時に占有した土地の土地保有者たることを認めるよう領主に要求した。大アサイズ Grand Assize は、権利令状 writ of right によって提起された訴訟において土地の所有権を決定した—以前は決闘による審理 trial by battle によって決定された。寡婦産令状 writs of dower は、寡婦がその寡婦産を全く受領しないか一部しか受領しなかった場合にその寡婦産権を強制することを寡婦に認めた。

⁽²⁾ D. C. Douglas and G. W. Greenaway, eds., *English Historical Documents, 1042–1189*, 2 vols. (London, 1953), 2:407 における英文テキスト。Naomi Hurnard, 'The Jury of Presentment and the Assize of Clarendon', *English Historical Review* 56 (1941): 374; R.H. Helmholz, 'The Early History of the Grand Jury and the Canon Law', *University of Chicago Law Review* 50 (1983): 613.

にたいする国王裁判管轄権を中央集権化し強化した。

刑事裁判管轄権はイングランド国王の権利であったので、王国内の平和の維持は彼の義務（p. 352）務であった⁽³⁾。殺人、強盗、窃盗、強姦、重傷害、国王の平和破壊といった重罪は国王の訴訟〔刑事訴訟〕であったので、通常は国王裁判官が刑事訴訟と土地訴訟を審理するために（巡回裁判の際に）諸州を巡査で訪れたときに、国王裁判官の面前で審理された。しかしながら、ノルマン・コンクエストとクラレンドン・アサイズとの間に、そしてとりわけその内乱を伴うステイーヴンの治世（1135 - 54 年）中に、国王が犯罪者を追跡する正式のメカニズムが存在していたかどうかは単に推測され得るにすぎない⁽⁴⁾。重罪私訴追として知られる私的な刑事訴追によって、加害者を訴追したのは犠牲者であった。

重罪私訴追はノルマン人によってイングランドに導入されていた。それは一連の州裁判集会で口頭告訴をなす訴追当事者である私訴追人と、告訴を否認するか技術的理由でそれらに異議申立てるかする防御当事者である被私訴追人とを必要とした。告訴が適切になされ答えられたと裁判所が決定したとき、私訴追は審理される用意ができた。私訴追人が重傷害者でも戦えないほど老齢でもない者であったならば、審理は決闘によった。私訴追人が決闘を免除される者か女性であったならば、審理は神判によった。審判者は裁判所ではなく神であったので、失敗は死か四肢切断を意味した。1215 年の第 4 回ラテラノ公会議での神判廃止後は、陪審と一緒に集められた立派な隣人の意見が、神判によって審理された私訴追の神のそれに取って代わった。決闘による審理は、私訴追そのものが 1819 年に廃止されるまで重罪私訴追において依然として利用できた⁽⁵⁾。それが刑事司法制度の重要な構成要素であることを止めてから約 4 世紀であった。

私人の自由な活動に大いに依拠して刑法を実施する制度は、司法行政の中央集権化と管理統制を願う国王を訴えようとしなないのは当然である。したがってクラレンドン・アサイズは、公的犯罪訴追の形式の制度を設け、各ハンドレッドの 12 名の法に適った人々と各村区の 4 名の法に適った人々（それが告発陪審ないし起訴陪審を構成する）がハンドレッドや村区内に、強盗犯、謀殺犯、窃盗犯なりとして、もしくはかかる者に食物と隠れ場を与えたとして起訴されるか公的に嫌疑を受ける者がいたかどうかを審問すべきことを命令した。犯罪者は審理のため（p. 353）国王当局に身元確認をされることになっていた。クラレンドン・アサイズによれば、立法された審理形式は神判であったけれども、それと密接に関連して陪審審理が発展し、1215 年以後は完全な優位を得た。

私訴追の特殊な形式も存在した。ヘンリ 2 世治世より前に知られていたかもしれないし、そ

(3) Walter Ullmann, *Principles of Government and Politics in the Middle Ages* (London, 1961), 155.

(4) Hurnard, 'The Jury of Presentment', 374 を見よ。

(5) 59 Geo. III c. 46.

うでないかもしれないものは共犯者告発人の私訴追である。それは犯罪を自白し起訴された者が他人を起訴し決闘によってその起訴を証明することを許した。共犯者告発人が勝ったならば、彼は追放の身となることによって刑の執行を回避することが認められた。共犯者告発人は、つとに 1179 年頃に『財務府対話 *Dialogue of the Exchequer*』の中で述べられていた。

しかしある悪名高い犯罪者が国王の平和役人によって逮捕されるとき、犯罪が蔓延していたので、裁判官は時として国から犯罪者を一掃する徹底的な手段として、その者が罪を自白し、その仲間に対する国側の証拠に変わって彼らの単数か複数の者に対する嫌疑を決闘によって証明することに成功するならば、彼は彼が値した死を免れ、その公民権を失い、退国宣誓をすることによって命を繋ぐことができる⁽⁶⁾。

共犯者告発人の私訴追は、その最初期の知られた使用法から公益のために刑法を実施する手段であった。もっとも、それは共犯者告発人にも利益があったけれども。ヘンリ 2 世は、その治世の初めに、共犯者告発人の私訴追を公益のみならず国王の利益を保護するために利用した。12 世紀の国王訴訟の多くは、直接にもつぱら国王自身に、例えば難破物（難破船に対して権利主張する国王の権利）、「大魚 *greafish*」（例えば鯨やチョウザメのような巨大な海の動物に対して権利主張する国王の権利）、埋蔵物（地中で発見された金属種に対して権利主張する国王の権利）、林野法違反や偽造貨製造に対する犯罪に関係した。もつぱら国王に影響を及ぼした訴訟の提起と遂行は、リチャード 1 世の治世まで陪審の職分内であったように思われる。告発陪審が 1166 年に公的に確立される以前と林野アサイズが 1184 年に公布される以前に、どのようにして犯罪者の身元が割り出され、審理がなされたかは興味深い問題である⁽⁷⁾。国王は、犯人に嫌疑をかけ、有罪宣告を下す際に、その臣民の善意（か悪意）に依拠したかどうか⁽⁸⁾。一つの答えは、ヘンリ 2 世が共犯者告発人の重罪私訴追を彼自身が利用するために修正し、1155 - 56 年と 1165 - 66 年の間に国王に対してなされた犯罪の私訴追に対してケース・バイ・ケース〈p. 354〉で共犯者告発人を採用したということであるように思われる⁽⁹⁾。1165 - 66 年と 1187 年頃の間、共犯者告発人はとりわけ林野法違反と貨幣偽造に関する犯罪を訴追する

(6) Richard Fitz Nigel, *Dialogus de Scaccario*, ed., and trans. C. Johnson, F. E. L. Carter, and D. E. Greenway (Oxford, 1983), 87-88.

(7) Douglas and Greenaway, *English Historical Documents*, 2:451 における英文テキスト。

(8) 1198 年にノーフォークで、私的な私訴追人は、偽造の枅によって国王の穀物を売却し、また国王から騙し取る結果となるその他の悪事を働いた廉で数人の人を私訴追し、自らの肉体によって（即ち決闘によって）証明することを申し出た。事件はしかしながら陪審に行き、その私訴追人は、四つの近隣村落が被私訴追人には嫌疑がないと思うと述べた後でその私訴追を撤回した。D. M. Stenton, ed., *Pleas before the King or His Justices, 1198-1202*, 4 vols. (Selden Society, vols. 67-68 and 83-84, 1952, 1967), 2: pl. 19.

(9) これは以前提出されて拒否された見解であるが、しかしそれは再考に値する。Frederick C. Hamil, 'The King's Approvers: A Chapter in the History of English Criminal Law', *Speculum* 11 (1936): 247-48.

ために雇われ続けた。これらの共犯者告発人は、明らかに 1180 年代末までにクラレンドン・アサイズに基づく告発陪審と神判による審理とおそらく林野アサイズに基づく林野役人による審理によって取って代わられた。

クラレンドン・アサイズは刑事裁判を規制する問題に対するそれなりに優れた答えであったが、しかし（共犯者告発人に関係しない訴訟事件においては）それは重罪私訴追の存在のために重大な欠陥があった。12 世紀後半と 13 世紀の裁判所記録集は、国王が被害者によって私訴追された犯罪者に対して訴訟手続を進める最優先権をもたなかったことを明らかにする。私的犯罪訴追は公的犯罪訴追よりも優先した。その結果として、多くの犯罪者の審理と処罰は個々の私訴追人の恣意に委ねられたままであった。

確かに、ヘンリ 2 世のようなきちんとした断固たる国王が公的犯罪訴追制度を設立し、次いでそれを重罪私訴追の抜け道によって全く未決定のままにすることは意味を成さない。しかし、クラレンドン・アサイズと公的犯罪訴追はこれまで歴史家によって検討されてきたにもかかわらず、私的犯罪訴追を公的な法実施の道具に変化させるヘンリ 2 世とそのアンジュー朝の後継者たちの努力についてはほとんどリサーチがなされて来なかった。事実、公的犯罪訴追がクラレンドン・アサイズによって実行されつつあったのと同時に、私的犯罪訴追はヘンリ 3 世治世までにそれを国王の管理下に置く一連の変化の最初のものを経験しつつあった。これらの変化は、（クラレンドン・アサイズによる）刑事法における訴訟手続の諸改革と（上述の種々のアサイズによる）土地訴訟のように「立法化された」のではなかった。それよりも、それらは国王裁判所の訴訟手続の規制の一部として導入された。そしてそれは罰金によって強制された。国王裁判所の訴訟手続を管理することは、おそらく完全に国王の裁判管轄権の範囲内であったので、訴訟手続における諸変化は、国王評議会で作成されたクラレンドン・アサイズとおそらくその他のアサイズに同意した「全イングランドの大司教、司教、大修道院長、伯及びバロン」の賛同を必要としなかった。私的な刑事訴追のこれらの改革は国王裁判所の領域内で生じたので、それらは裁判所記録の骨の折れる検討なしには目に見えないままにとどまってきた。その〈p. 355〉結果として、これまで変化しつつある重罪私訴追にほとんど注意が払われて来なかった⁽¹⁰⁾。ことによると私訴追が 14 世紀に一般的に不使用となり、その後は不使用から忘れ去られる運命にあったことを知っている歴史家は、私的犯罪訴追のこの古い形式を公的犯罪訴追の新しいより大きな枠組内に適合するように形造るためにアンジュー朝の諸王の下でどれほど多くの注意が払われたかを認識することができなかった。私訴追と共犯者告発人の私訴追の歴史に関する知識の欠如はまた、土地訴訟の改革と公的犯罪訴追制度に重大な注意が払われてきた

⁽¹⁰⁾ ロジャ・D・グルート Roger D. Groot は、'The Jury in Private Criminal Prosecutions Before 1215', *American Journal of Legal History* 27(1983):113 において、重罪私訴追の研究に数少ない寄与の一つをなした。

にもかかわらず、ヘンリ 2 世の下での法改革の不完全な理解をもたらしてきた⁽¹¹⁾。

国王の共犯者告発人の私訴追と王権の共犯者告発人の私訴追

共犯者告発人はヘンリ 2 世治世以前に存在したらしいが、しかし王権の共犯者告発人が存在したかどうかは確定的でない。ヘンリ 1 世治世から残存する唯一のパイプ・ロウルである 1130 年のそれに、ロジャ・オヴ・コーストン Roger of Causton に対してなされた支払の記録が存在する。その記載事項は、「共犯者告発人 approver」という言葉はそこに表れないにもかかわらず、共犯者告発人に対してなされた後の支払に典型的な用語で言い表されている。その記載事項の直ぐ後に別の人、「国王の利益のために活動しなければならなかった囚人」(*prisonis qui debebat facere proficuum Regis*) に対してなされた支払への言及が続いている⁽¹²⁾。ヘンリ 2 世治世の第 2 年の 1155 - 56 年まで共犯者告発人についての別の証拠は存在しない。

ヘンリ 2 世治世中は、2 つの平行な共犯者告発人の制度が存在した。普通の重罪犯人は、自分自身の生命を救うために共犯者告発人となって彼の仲間を起訴することができたが、しかし王権に対する一定の犯罪に対しては、特別な種類の共犯者告発人が国王のために犯罪訴追を行なうために創設された。1155 - 56 年に「国王の共犯者告発人 king's approver」(*probator Regis*) という言葉がパイプ・ロウルに、初めて現れる。『財務府対話』はすべての共犯者告発人〈p. 356〉を「国王の共犯者告発人 king's approvers」と呼んだ⁽¹³⁾が、しかしこの呼称はヘンリ 2 世のパイル・ロウルの 1155 年と 1166 年の間にだけ見出され、それは「共犯者告発人 approver」(*probator*) という単純な言葉と一緒に現れる。1155 - 56 年に最初に記録された国王の共犯者告発人は女性であった⁽¹⁴⁾。これらの共犯者告発人は匿名の人であった。彼らの名

(11) 土地訴訟の改革に関しては、Biancalana, 'For Want of Justice', 433; F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law Before the Time of Edward I*, 2 vols. (2ded., 1923), 2: 57; S. F. C. Milsom, *The Legal Framework of English Feudalism* (1976); S. Palmer, 'The Feudal Framework of English Law', *Michigan Law Review* 79 (1981): 1130 を見よ。刑事法改革に関しては、Hurnard, 'The Jury of Presentment', 374; Helmholz, 'The Early History of the Grand Jury', 613 を見よ。

(12) Joseph Hunter, ed., *The Pipe Roll of 31 Henry I* (London, 1833; reprint 1929), 1.

(13) 「次に、ある人は自分自身と同様に他人の有罪を告発し有罪を決定することによって自分の生命を救うことができ、また王国の平和に寄与するものは何であれ疑いもなく国王の利益になるので、彼は国王側の共犯者告発人と呼ばれる」。Fitz Nigel, *Dialogus de Scaccario*, 88.

(14) *The Pipe Rolls of 2-3-4 Henry II* (Record Commission, 1844), 4. (1155-56). 男性闘士の社会に女性が共犯者告発人として姿を現すことは、共犯者告発人が常に決闘を連想させることに照らすと際立ったことである。しかしながら、1174 - 75 年の記載事項は、ことによるとこの女性の共犯者告発人の役割にいくらか照明を与えるかもしれない。そこでは、「その領主を焼き〔殺した〕隷農たちを私訴追した」ある女性と少年が国王の支払記録集上にいた。国王は明らかにその私訴追の手続を進めることを望んだので、その目的を達するためにその私訴追人たちを支援した。 *The Great Roll of the Pipe* (Pipe Roll Society, 884-1925), 22:198. おそらく 1155 - 56 年の女性の共犯者告発人が告発することが意図されていたにすぎないのであって、その私訴追はその後女性の私訴追の通常のコースを辿り、1174 - 75 年の事件がそうであった一国王は決闘ピットの祝福の支払をした—ように、神判か雪冤宣誓による審理あるいは闘士を用いる決闘による審理に終わったようである。1155 - 56 年の女性は、共犯者告発人としてパイプ・ロウルに名前が挙がっている唯一の女性であるが、しかし 1176 - 77 年にも三人の女性の共犯者告発人がいたかもしれない。PR 26:198.

前言及されるのは稀であって、彼らの数の正確な勘定さえ提供されることは滅多にない⁽¹⁵⁾。各々の国王の共犯者告発人は、おそらく演ずべき限られた役割を持っていた。ことによると唯一の犯罪に関連して人々を起訴すると記録から姿を消した。彼らの中の 2 名はヘンリの司法制度において束の間の立場以上を占めたかもしれない。ハンフリ・ピンスウェレ Humphrey Pincwerre とジェラード Gerard は 1157 - 58 年にロンドンの会計記録で異常に高額を支払われた。それは彼らが 1 日 1 ペニーの標準共犯者告発人支払額で 1 年稼いだ以上の高額であった⁽¹⁶⁾。一人の「普通の」共犯者告発人であるパガーヌス Paganus もまた、1161 - 62 年のウィン〈p. 357〉チェスタの会計記録において 7 ポンド以上の巨額を受領したので際立っている⁽¹⁷⁾。彼は共犯者告発人として王権のために特別な奉仕を履行したかもしれない。1159 - 60 年の会計記録では、国王の共犯者告発人は一人も言及されていないが、しかしロンドンで小額の支払が「闘士」（おそらく雇い入れできるプロの闘士）に対してなされた⁽¹⁸⁾。（表 1 を見よ）

ハンフリ Humphrey、ジェラード Gerard、パガーヌス Paganus 及び闘士たちは、国王の共犯者告発人の最初の概念が持続するほど十分に働かなかったので企てられた、刑事犯罪訴訟 Crown prosecution の異なる形式における実験であったかもしれない。最後の国王の共犯者告発人は 1165 - 66 年に現れた。彼らは 1166 - 67 年に「王権の共犯者告発人 Crown approvers」と呼ばれるかもしれない人々、実質的には公訴官であった人々によって取って代わられた。1166 年から 1187 年まで、一定の共犯者告発人が数年間立て続けに会計記録に登場するが、それは彼らがプロとして雇用されたことを示す（表 2 を見よ）。ウォルタ・ド・チェネザム Walter de Chetnesham は 1166 - 67 年から 1169 - 70 年まで（1167 - 68 年に途切れがあるが）ロンドンの記録に現れる最初の人であった⁽¹⁹⁾。オスバート Osbert は 1168 - 69 年と 1169 - 70 年に「偽造犯の共犯者告発人 forger approver」としてロンドンに現れ、次いで 1170 - 71 年にウィンチェスタに「御料林の共犯者告発人」として、1171 - 72 年と 1172 - 73 年にハンブシアの会計記録に共犯者告発人として現れた⁽²⁰⁾。ロバート・ド・ウー Robert de Ou は最初 1172 -

(15) 1155 - 56 年の国王の共犯者告発人に関しては、*PR 2-3-4 Henry II*, 4, 46, 62 (1155-56); *ibid.*, 94, 103, 105 (1156-57); *ibid.*, 111, 112, 113, 114, 149, 158, 168, 175, 183 (1157-58); *PR* 1:2, 53 (1158-59); *PR* 2:13 (1159-60); *PR* 4:2 (1160-61); *PR* 6: 66,71 (1162-63); *PR* 7: 25 (1163-64); *PR* 8:32 (1164-65); *PR* 9: 106, 130 (1165-66) を見よ。1155 - 56 年の私的な共犯者告発人に関しては、*PR 2-3-4 Henry II*, 4 (1155-56); *ibid.*, 82 (1156-57); *ibid.*, 111 (1157-58); *PR* 1: 48 (1158-59); *PR* 2: 13, 49 (1159-60); *PR* 4: 59 (1160-61); *PR* 5: 11, 26, 37, 45 (1161-62); *PR* 6: 72 (1162-63); *PR* 8: 40 (1164-65); *PR* 9: 72, 105, 130-31 (1165-66) を見よ。

(16) *PR 2-3-4 Henry II*, 111 (London), 113 (London ferm) (1157-58)。ジェラード Gerard は、ロンドンの会計記録で 60s. 10d.（通常の割合のちょうど二倍）、ロンドンの租税請負会計記録で 53s. 10d. の支払を受けた。ハンフリ Humphrey は、ロンドンの会計記録と租税請負会計記録のそれぞれで、45s. 7d. *et ob.*（通常の割合の 1.5 倍）の支払を受けた。後の会計記録では、ハンフリの支払は、「一年の四分の三」の期間に関してであると述べられた。

(17) *PR* 5:37 (1162-63)。パガーヌス Paganus は、何らかの理由から £ 7. 10. 9 の支払を受けた。

(18) *PR* 2:13 (1159-60)。闘士たちは、全部で半マーク（13s. 4d.）の支払を受けた。

(19) *PR* 11:3 (1166-67); *PR* 13:169, 170 (1168-69); *PR* 15:16 (1169-70)。

(20) *PR* 13:170 (1168-69)（157 頁のウィンチェスタで、オスバートと同一人物かもしれない逸名の「偽造犯の共犯者告発人 forger approver」がいる）。*PR* 15:16 (1169-70); *PR* 16:40 (1170-71); *PR* 18:84 (1171-

73 年にハンプシアの会計記録に共犯者告発人として現れた。彼は 1174 - 75 年に再びそこにいて、丸 1 年に対して 30 シリング 5 ペンス（即ち 1 日 1 ペニー）を支払われ、「収監された」（*incarcerati*）と述べられている。それに続く 3 年に、彼はウィンチェスタの会計記録で 1 年に 30 シリング 5 ペンスを支払われた。1177 - 78 年の記録集では、彼は初めて騎士と述べられたが、彼が聖ミカエルの祝祭日（9 月 29 日）と使徒聖ペテロと聖パウロの祝祭日の前日（6 月 29 日）の間の期間のウィンチェスタに関する 1178 - 79 年の会計記録で 22 シリング 10 ペンスを支払われた「騎士のロバート・ド・オーコ Robert de Auco」と一致することほとんど確かである⁽²¹⁾。ロバート・ド・ウー Robert de Ou が非常に多くの人々と決闘で有罪宣告を下すために必要とされた重罪犯であったので、彼がそうするのに 6、7 年かかって、収監された重罪犯で〈p. 358〉ある間に、騎士になることができたというよりも、王権の価値ある奉公人であって、彼の働きが騎士によって報われたということのほうがずっと信じることができる。同じ時期の 1175 - 79 年に、アダム・ロング Adam Long と馬番ロバート Robert はウィンチェスタの会計記録に共犯者告発人として現れた⁽²²⁾。ノティンガムシアとダービーシアでは、別のロバート Robert が 1175 年から 1178 年まで共犯者告発人として支払を受けた⁽²³⁾。サセックスでは、ラドルフの息子ジョンが 1176 年から 1178 年まで共犯者告発人として支払を受けた。1176 年に彼はパイプ・ロウルはどこかに土地訴訟の当事者として登場し、騎士として封建的奉仕に関する財産権を権利主張した⁽²⁴⁾。

王権はこの王権の共犯者告発人の制度に完全に満足していたとは思われない。というのも、犯罪訴追スタッフについて手直しがあったからだ。ロンドンでは 1176 - 77 年に、プロの闘士が雇われ、共犯者告発人の Hervey は短い期間に過ぎなかったけれども、彼の「雇主」即ちマネージャーと一緒に支払を受けた。同様に共犯者告発人のウィリアムと彼の雇主は 1178 - 79 年にノーサンバランドで支払を受けた⁽²⁵⁾。1178 - 79 年より後は、王権の共犯者告発人 Crown approver の役職は死に絶えたように思われる。ただし、1184 - 85 年から 1186 - 87 年までノーフォークとサフォークで、次いでサリで明らかに御料林の共犯者告発人として活動したウィリアム・トゥーサード William Tusard という名前の男を除く⁽²⁶⁾。1166 - 67 年から 1182 - 83 年まで、

72); *PR* 19:51 (1172-73).

(21) *PR* 1:51 (1172-73); *PR* 22:198 (1174-75); *PR* 25:198 (1175-76); *PR* 26:175 (1176-77); *PR* 27:111 (1177-78); *PR* 28:106 (1178-79).

(22) *PR* 25:198 (1175-76); *PR* 26:175 (1176-77); *PR* 27:111 (1177-78); *PR* 28:106 (1178-79).

(23) *PR* 25:91 (1175-76); *PR* 26:57 (1176-77); *PR* 27:86 (1177-78).

(24) *PR* 26:187, 189 (1176-77); *PR* 27:89, 90 (1177-78). ジョンは、「二つの騎士封の権利のために」(*pro recto de feodis ij militum*) (会計記録は、「しかし彼はまだその権利をもっていない」と付け加えた) 15 マークを負った。それは 1177 - 78 年に彼が依然として負った金額だった。

(25) *PR* 26:198 (1176-77); *PR* 28:26 (1178-79).

(26) *PR* 34:43 (1184-85); *PR* 37:212 (1186-87). 1185 - 86 年にウィリアム・トゥーサード William Tusard に対する言及があるかもしれない。エセックスの林野訴訟において、フルコ・ルーファス Fulko Ruffus という者は、「彼がトゥーサードの権利に関する自由人の市民権によって自らを防御できるように」(*ut possit se defendere*

王権の共犯者告発人だったかもしれない多数のその他の人々がいた。もっともその証拠はあまり説得力がないけれども⁽²⁷⁾。それに加えて、多くの明らかに「普通の」共犯者告発人がいた。彼らの 75 名以上は 1166 年より後のヘンリ治世のものである⁽²⁸⁾。

〈p. 359〉 1155 年から 1166 年まで、王権は、有罪宣告を受けた重罪犯人と法を遵守する人々の間から国王の共犯者告発人を採用したが、彼らの役割は王権に対してなされた犯罪について人々を起訴し有罪を宣告することであった。彼らは数名の人々を私訴追し、あるいは私訴追して決闘し、次いで姿を消し、その結果おそらく普通の生涯を送ったか自由になったか、国外追放になったか死亡した。1166 年に王権は「契約による」共犯者告発人を取りわけ偽造と御料林訴訟のために雇い始めた。その人々の幾人かは騎士階級から選出されたかもしれない。不快にもあやうく法に触れそうになったことによって彼らが予め選ばれたと否とに関わらず、確かに決闘について最もよく知っている人々であった。これらの共犯者告発人は、1 年から 7 年まで王権のために働き、一日当たり決まった金額を稼いだ。しかしながら、ウィリアム・トゥーサードは別として、1170 年代より後は心当たりの王権の共犯者告発人は存在しない。当局はそのときまでに、1166 年に創設された公的起訴制度は、それが刑事事件において職業的共犯者告発人の支出なしで済ますことを許すほど十分に働いていたことを発見していたかもしれない⁽²⁹⁾。

libera lege de recto Tusardi) £9. 17. 4 の支出報告をした。PR 36:15 (1185-86)。

(27) PR 11:3, 203 (1166-67); PR 13:8, 157, 169, 170 (1168-69); PR 15:16 (1169-70); PR 16:40, 61, 148 (1170-71); PR 18:46, 84, 145 (1171-72); PR 19:33 (1172-73); PR 21:50 (1173-74); PR 25:99 (1175-76); PR 26:68 (1176-77); PR 27:28 (1177-78); PR 28:57 (1178-79); PR 31:156 (1181-82); PR 32:83 (1182-83)。

(28) PR 11:1-2, 12, 102, 175 (明記されていないがしかし多分多数の共犯者告発人はその維持と移送のためにその年 1 年で 11 ポンドを越える費用が掛かる (1166 - 67 年); 13:160, 169 (1168-69); PR 16:19, 55 (1170-71); PR 21:8, 10 (数名の共犯者告発人の一人は絞首刑に処せられたと記録されている), 49, 121 (1173-74); PR 22:108, 188, 198, 203 (1174-75); PR 25:91, 99, 198 (3 名の共犯者告発人の一人はウィンチェスタで絞首刑に処せられた) (1175-76); PR 26:51, 106, 198 (ロンドンには数名の共犯者告発人がいたかもしれない。あるいは彼らは単に審理まで留置された人々であったかもしれない。4 名の人[「expedati」—おそらく彼がある犯罪の有罪宣告を受け、その片足の喪失によって身体を不自由にされたことを意味する—と呼ばれる 1 名と 3 名の女性] (1176-77); PR 27:49 (1177-78); PR 29:2 (1179-80); PR 30:51, 153 (興味深いことに、1180-81 年に、サリでは共犯者告発人—おそらく彼らのうちの 7 名—に闘いを教えるため指導員が雇われた) (1180-81); PR 31:58 (不吉なことに、共犯者告発人の動産の価値が評価された。それは死刑執行の確かなしりしだった), 146, 156 (2 名の人が彼らの間で丸 1 年につき 60 シリング 10 ペンスの支払を受けたように思われる。そして彼らはまた次の年に 69 日間につき支払を受けた) (1181-82); PR 32:83, 93, 138, 141 (1182-83); PR 33:112 (1183-84); PR 34:110, 173 (1184-85); PR 36:70, 82, 102, 111, 187, 201 (1185-86); PR 37:45 (1186-87); PR 38:19 (ロンドンには、集団的に 13 件の決闘を闘った、時期は異なるが 6 名の共犯者告発人がいた (1187-88)。

(29) 林野共犯者告発人も姿を消したのは興味深い。林野アサイズが 1184 年に制定されるよりも前は、林野法に違反した犯罪者の身元を確認するために告発陪審が用いられたかもしれない。1179-80 年のパイプ・ロウルにおいて、スタッフォードシアの林野訴訟の間に 2 つの記載事項は、林野犯罪の廉で彼らに科せられた罰金を支払わなかった 3 名が「アサイズによって死んだ」(perierunt/perit per assisam) と述べる。PR 29:13. 「Perish」は、決闘の失敗を示すためにパイプ・ロウルと巡察記録集において用いられる言葉である。言及されたアサイズは、たぶんクラレンドン・アサイズである。林野アサイズの第 4 条は、御料林に林野官を設置することを命令し、第 7 条は国王の鹿と草木を保護するために各州に 12 名の騎士を任命することを取り扱った。林野役人はその時以降犯罪者の告発を行なうことに責任を負ったように思われる。

重罪私訴追

アンジュー諸王を重罪私訴追に関して直面させた深刻な問題は、私訴追の実質的な割合が決して審理の点に到達せず、したがってほとんどの犯罪者が処罰されなかったということであった。1194年から1256年までの巡察訴訟記録集は、私訴追人がその私訴追を放棄した高い割合を文書で証明する。それは一般に約50パーセントになった。この高い放棄の割合は、多くの〈p. 360〉ことを示しているかもしれない。即ち私訴追人が嫌がらせやゆすりを目的として根拠のない私訴追を開始した；大部分の私訴追は、審理と処罰よりもむしろ和解するために提起された；私訴追人が被私訴追人による脅迫に服した；私訴追人が決闘による審理の危険を避けようとした。私訴追の放棄の理由がどうであれ、歴代の国王行政はその状況を承認せず、その問題を是正する多くの試みを行なった⁽³⁰⁾。最も注目に値しかつ最も効果的な試みは、1218－19年以降、放棄された訴訟事件を決定のため陪審に委ねることであった。しかし問題の源泉として私訴追人をターゲットとするヘンリ2世治世中に提案されたより初期の解決策が存在した。それらには私訴追人にその私訴追の遂行を保証する保証人を見つけるか、ことによると彼ら自身の貧困のために、保証人を見つけることができない場合には、彼らの私訴追を遂行することを宣誓するか、いずれか一方を要求すること、私訴追の放棄を阻止すること及び裁判所の許可を得ない私訴追の和解を禁止することが含まれた⁽³¹⁾。これらの解決は、国王裁判官によって科せられた罰金によって強制された。

〈p. 361〉 私訴追における当事者の行動を限定するために導入された罰金は、孤立して現れたものではなかった。それは司法を規制するヘンリ2世下のより大きなプランの一部をなした。こ

(30) 重罪の私訴追 private appeal of felony に対する主要な諸変化はヘンリ2世の治世中に始まったけれども、彼の政府は私訴追における改良と国王の臨席の増大の可能性を考える最初ではなかったかもしれない。ヘンリ1世が幾つかの改革を始めた気配がある。例えば、法書の『ヘンリ1世の法』(1118年頃)によると、刑事事件の告訴人は告訴を証明することに失敗した場合、被告人に損害賠償金を支払わなければならない一方、国王に対する損害賠償金は言及されていない。それにもかかわらず、1130年のパイプ・ロウルには虚偽の権利主張のために国王に支払わなければならない罰金、即ち私訴追人が彼の事件を証明することに失敗したとき、ヘンリ2世治世以降科せられた通常の罰金がある。(L. J. Downer, *Leges Henrici Primi* [Oxford, 1972], ss. 24, 2, 59, 28, *PR 31 Henry I*, 136.) ヘンリ1世もまた、彼の治世の経過中に、刑事法の罰金を緩和した。ウィリアム・オヴ・マームズベリは書いた。「彼の治世の初めに、見せしめの恐怖によって法律違反者を畏怖させんと、彼は四肢切断によって、後には罰金 mulct によって処罰する傾向があった」と。Stephanie L. Moors, 'A Reevaluation of Royal Justice under Henry I of England', *American Historical Review* 93 (1988): 349 に引用された *De Gestis Regum Anglorum* 2: 487 中のウィリアム・オヴ・マームズベリ。ヘンリ、即ち彼の先祖のそれは、決闘による審理を理にかなった重大な事件、例えば窃盗や国王の平和破壊及び死刑や四肢切断刑に至るその他の告訴に制限するために行動したように見える。*Leges Henrici Primi*, s. 59, 16a. さらに、ヘンリによって譲与された都市特許状は裁判決闘の廃止を認めた。ニューカースル・オン・タインの特許状 (1100-35 年頃) は、反逆罪の告発の場合を除き、私訴追における都市民間の決闘を禁止し、決闘の代わり宣誓を用いた。ロンドンの都市民は、1135 年頃よりも前から、決闘を免れていたように思われる。M. Bateson, ed., *Borough Customs* (Selden Society, vol. 18, 1904), 33-34.

(31) 訴追する宣誓の最初の証拠は 1194 年のウィルトシャーの巡察記録集に見出されるように思われる。F. W. Maitland, ed., *Three Rolls of the King's Court in the Reign of Richard I, A. D. 1194-95* (Pipe Roll Society, vol. 14, 1891) 97 (2), 112. G. D. G. Hall, ed., *The Treatise on the laws and customs of the realm of England commonly called Glanvill* (London, 1965), 21 によると、訴訟手続を進めることができなかった私訴追人は進んで訴追するまで収監されなければならない、彼の保証人は憐憫罰金を支払う責任があった (1185 年頃)。

のプランはたぶん1166年のヘンリ2世治世の最初の大巡察より前の1165年か1166年に構想された。プランの大きさは新しかったとはいえ、そのアイディアはそうではなかった。ヘンリ1世第31年(1130年)のパイプ・ロウルには、決闘審理の懈怠、誤判、虚偽の権利主張、窃盗犯人の蔵匿、和解、訴訟が提起されているときの州裁判所への不出頭、殺人事件における国王訴訟の撤回に対する罰金があった⁽³²⁾。ヘンリ1世はまた、国王の平和破壊、殺人及び女性の誘拐に対する罰金の形で、彼の保護の違反を処罰するために罰金を用いていた⁽³³⁾。1165—66年より前のヘンリ2世治世のパイプ・ロウルは、罰金が司法の運営において用いられていなかったことを示している。ともかくも存在した、ほんの少しの事例では、それは国王の伝統的な保護下にあった人々に対してなされた犯罪を処罰するために（散在する罰金の事例は、ユダヤ人の殺害と司祭の殺害、強姦及び去勢を理由として生じた）、また国王の平和破壊に対して用いられた⁽³⁴⁾。

1165—66年からヘンリ2世治世末まで、罰金は自由に用いられた。国王の保護違反と国王の平和破壊は、強姦、女性に対する傷害及び聖職者に対する暴行に対する罰金と共に続した。一つの事例では、暴行を理由として国王の保護下の人々、一定のユダヤ人たちに罰金が科せられた⁽³⁵⁾。これらに、王権の利益や財産（難破物、大魚、埋蔵物、林野訴訟、穀物の海外へ〈p. 362〉の売却）に対する不法侵害、（私的生活妨害を含む）新侵奪不動産占有回復アサイズ違反、ワイン・アサイズ違反及び両替業アサイズ違反に対する罰金が付加された⁽³⁶⁾。しかしながら最も注目すべきであるのは、裁判所の内外の訴訟手続を規律するために科せられた多くの

(32) *PR 31 Henry I*, 73(窃盗犯の蔵匿行為), 75(国王の訴訟の恩赦), 89(殺人事件における和解), 102(国王の訴訟の恩赦), 115(誤判), 119(決闘による審理の欠席 [*defec' duelli*]), 120(誤判), 136(虚偽の権利主張), 155(殺人事件における領主の召使の延期や刑の執行停止 [*resp*]), 156(国王の訴訟の恩赦), 157(決闘による審理の欠席)。

(33) *PR 31 Henry I*, 45, 74, 91, 93, 97, 116, 119(平和破壊); *ibid.*, 90(女性の誘拐), 149(殺人を理由するロンドンのユダヤ人による罰金), 159(殺人)。加えて、これらの分類に入らないように思われる非行を理由とするその年に2つの罰金あった。暴行(もっともその事件では暴行の犠牲者は死んだけれども)と隸農の殴打: *ibid.*, 32, 55。

(34) *PR 2-3-4 Henry II*, 15(ユダヤ人の殺害), 53(国王の平和破壊)(1155-56), *ibid.*, 126(司祭の殺害), 163(司祭の死亡)(1157-58); *PR 2:35*(去勢)(1159-60); *PR 4:37*(強姦)(1160-61); *PR 8:47*(強姦), 111(司祭による去勢)(1164-65)。去勢犠牲者の身分は記録には言及されていないけれども、彼らはおそらく聖職者であったであろう。

(35) *PR 12:214*(司祭に対する暴行)(1167-68); *PR 26:13*(女性に対する傷害 [*pro injuria illata Eluiue*])(1176-77); *PR 30:41*(強姦 [*femina vi oppressa*])(1180-81); *PR 32:165*(ユダヤ人による暴行)(1182-83); *PR 34:71*(聖職者に対する暴行)(1184-85); *PR 36:89*(強姦 [*femina vi oppressa*])(1185-86)。

(36) 例えば、*PR 9:76*(埋蔵物発見／鉛の発見), 128(私的生活妨害／池の破壊)(1165-66); *PR 11:48*(占有侵奪), 89(大魚), 106(占有侵奪), 156(私的生活妨害／池の破壊), 206(林野犯罪／国王の役人から弓を取ろうとする)(1166-67); *PR 12:137*(難破物)(1167-68); *PR 30:40*, 41(私的生活妨害／井戸の開放), 41, 43(難破物), 44, 45, 61, 89, 91, 116(占有侵奪), 44, 89(私的生活妨害／池の建設; 溝の建設), 49-50(アサイズに違反して売られたワインの4つの事例)(1180-81); *PR 31:31*, 34, 80, 87, 112, 119, 143, 144(25件の占有侵奪の事例), 83(2件の大魚の事例), 143, 144, 145(4件の難破物の事例)(1181-82); *PR 32:30*, 73(アサイズに違反してイングランドから船で送り出した3件の穀物), 37, 38, 43, 44, 45, 55(21件の両替 [*escambium*] の事例)(1182-83); *PR 33:55*(アサイズに違反して売られたワイン; 占有侵奪; 私的生活妨害／水車の建設), 72, 106, 107(13件の両替の事例)(1183-84); *PR 34:38*, 39(難破物), 67, 68, 108(アサイズに違反して売られた6件のワインの事例), 191, 231(5件の私的生活妨害の事例／溝の建設; 水路妨害)(1184-85)。林野訴訟の罰金は、随所に。

新しい罰金であった。不完全な一覧表には、以下を理由とする罰金が含まれる。即ち裁判所への出頭の懈怠、指定期日に裁判所への不出頭、裁判官の面前への不出頭、ハンドレッド裁判所への出頭拒絶、虚偽の不出頭理由申立（裁判所に出廷できない虚偽の弁明）、保証人の不提出、保証人の拒否、弁明のために人を提出することの不履行（被告人の出廷の強制不履行）、ある人が召喚した証人の不提出、ある人が権原を担保した権原担保者の不提出（不動産か動産のいずれかに対する権原を保証した人の不提出）、宣誓不履行、陪審による審問における宣誓の変更、有罪宣告に導く虚偽の証言、偽誓、偽誓の助言、裁判官の面前での誰かの脅迫、陪審員への反論、国王裁判所への反論、不適切な訴答、裁判官の面前での虚言、許可を得ない和解、許可を得ない裁判官からの退出、私訴追における懈怠ないし欠陥、私訴追の撤回ないしその不遂行、虚偽の権利主張、憎悪と悪意による私訴追提起、訴訟の不告知、虚偽の告発、誤判ないし不当判決、一日に一人の人を二回決闘させること、決闘による審理を悪く手配したこと、国王のサージャントなしにある人を神判に付したこと、ある人を不当にないし令状なしに水の神判に付したこと、不当な絞首刑、国王のサージャントなしに窃盗犯人を絞首刑に処したこと、絞首刑に処すべき人を絞首台に引き立てしよっぱいたこと、神判を合格した窃盗犯人を退国宣誓に処したこと、殺人の不告知、殺害された人をハンドレッド・サージャントにその死体を見せることなく埋めたこと、叫喚追跡の声の不発声、人の手から血の付いたナイフを取ること（たぶん証拠隠滅）、国王のサージャントへの被疑者の引渡の拒否、窃盗犯人の追跡もしくは逮捕の不履行、窃盗犯人の逃亡の許可、法喪失宣告者の受け入れ（法喪失宣告者に対する食料と隠れ家の提供）、〈p. 363〉ある人の十人組（全成員の行動に責任をもつ十二歳より上の男性の小集団）への受け入れ懈怠、被告人（その後逃亡した）を保証人のないまましたこと、誰かの不当な逮捕や投獄、逃亡犯人ないし死者の動産の不当な占有・留置、窃盗犯人の動産の隠匿がそれである⁽³⁷⁾。

(37) アスタリスク(*)はヘンリ2世治世中に一般的に科された罰金を意味する。発見された一番初めに現れたものだけが書きとめられる。PR 9:7(虚偽の権利主張*), 31(懈怠*), 46(保証人の拒否*; 私訴追の懈怠), 49(私訴追迫行の懈怠), 57(刑事訴訟の隠匿*; 誤判*), 76(裁判官の面前への不出頭*), 87(保証人の裁判所の面前への不提出), 108(当時逃げた人に保証人なしを認めること), 129(逃亡犯に対する保証人たること)(1165-66); PR 11:43(決闘への不出頭), 74(殺人犯の追跡不履行), 84(ある人を1日に2つの決闘で闘わせること), 91(ある人を国王のサージャントなしに水審に付すこと), 136(窃盗犯逮捕の懈怠)(1166-67); PR 12:28(決闘のまずい準備), 33(不当判決), 43(被被害者の適切な役人の立会なしの埋葬), 67(偽証), 68(虚偽の訴訟提起), 69(不当逮捕), 70(保証人を付すことなしの殺人被疑者の釈放), 71(被疑者の現行犯逮捕の懈怠; 宣誓の懈怠), 75(裁判所の面前での誰かの脅迫; 法喪失者の隠匿), 107(裁判所の面前での嘘), 134(不当絞首刑; 決闘を進める誤判をなすこと), 150(虚偽の不出頭理由申立、つまり擬制的理由に基づき裁判の延期を要求すること), 167(私訴追の撤回*)(1167-68), PR 13:33(保証人の拒否、その後の承認、召喚状), 115(自白とその後のその否認)(1168-69), PR 16:15(無許可の私訴追の撤回*と裁判所の記録との矛盾), 16(誰かを権原担保者として訴訟参加を求め、その後その者の不提出), 102(殺人犯の保証人なしの釈放), 150(自分が求めた証人の不提出)(1170-71), PR 22:26(宣誓拒否), 68(私訴追の迫行懈怠), 77(偽誓の助言), 94(陪審の否認), 162(ある人の手から血のついたナイフの取り外し), 174(殺人に対して叫喚追跡の声の不発声), 178(隸農たることを証明しようとする者を監禁して、その証明ができないようにすること)(1174-75); PR 25:67(被被害者の隠匿), 145(国王裁判所を否認すること), 203(被被害者を隠匿する村区)(1175-76), PR 26:13(オックスフォードのバーガーはある男を絞首刑にするために絞首台に引きずって行く)(1176-77); PR 27:104(悪意と嫌悪からの私訴追提起)(1177-78), PR 28:77(虚言*, 法喪失者を裁判所の面前に連れて来ないこと、逃亡犯を裁判所の面前に連れて来ないこと)(1178-79); PR 30:43(放火被疑者を国王の

<p. 364> これらの罰金の範囲は、刑法における手続規則を実施する（その規則それ自体が改革の新しい道具であったにせよ、それが伝統的な手段を反映していたにせよ）1165－66 年より後の年における包括的な努力を示す。諸規則の創設もしくは少なくとも諸規則の一般的な強制のこの文脈において、重罪私訴追は、ひとたび私訴追が開始されたなら国王裁判所の訴訟手続の内部でかつその監督の下に終了させることを特別に意図された手続的諸規則に服し始めた。

放棄に対する罰金

私訴追の訴訟遂行懈怠ないし撤回に対する罰金が、1198 年のノーフォーク巡察の時代からヘンリ 3 世治世を通じて巡察記録集に印象的な規則性をもって私訴追人に科せられた（表 3 を見よ）。これとは対照的に、1130 年のパイプ・ロウルでは、訴訟を提起した人はそれを恣意的に放棄することができないことを示唆するわずか二つの記載事項、「決闘における不出頭」（*defectio duelli*）に対する二つの罰金が存在したにすぎない⁽³⁸⁾。ヘンリ 2 世治世中は 1165－66 年まで、私訴追人は単に私訴追の最終段階における不出頭に対して罰金を科せられたにすぎないと思われる。この期間には、決闘拒否（*refutauit bellum/duellum*）に対する二つの小額の罰金と闘いの時点かその最中にその訴訟事件を放棄した（*recreantisa*）ことに対する四つの罰金が記録されていた⁽³⁹⁾。その記録集では、残念ながらこれらの罰金が土地訴訟に関係する私訴追か訴訟においてなされたかどうか明細に述べない。

そのより初期の段階で私訴追を放棄した私訴追人に対する態度の変化は、最初 1167－68 年のパイプ・ロウルに現れたが、そこでは私訴追の撤回に対する一つの罰金が存在した。この罰金はほとんどその最初から地味ではあるがしっかりと存在していたように思われるが、

サージェントに引渡すのを拒否すること), 112(後で認めたことを真実言明＝評決では隠していたこと)(1180-81); *PR* 31:87(殺人犯の逮捕懈怠), 102(窃盗犯に逃亡を許すこと), 118(囚人の逃亡を許すこと), 134(シェリフの許可なくある男を監禁すること), 144(ある男が十人組外にいるのを許すこと; ハンドレッド裁判所に来ることを嘲笑)(1181-82), *PR* 32:5(無許可の和解), 12(ある男を絞首刑にする判決に出席すること), 14(指定期日に法廷に不出頭), 23(ある男を不当に水審に付すこと), 30(不当になされた裁判), 61(裁判官に担保と保証人を与えることを拒否), 80(死者の動産の不当な差押), 90(窃盗犯の不追跡; 逃亡犯の動産の留置), 123(刑事訴訟の和解; 刑事訴訟の和解に出席)(1182-83); *PR* 33:83(ハンドレッド裁判所に来ることを嘲笑), 107(サージェントの見分なしに井戸に溺れた男を埋葬)(1183-84); *PR* 34:4(無許可である男を水審に付した村区), 17(水審の不当判決; 国王のサージェントの見分なき窃盗犯の絞首刑), 36(不適切な訴答* [stulto dicto]), 70(神判で無罪となった窃盗犯に退国宣誓を強制すること) 71(サージェントの見分なしに死体を埋葬), 89(私訴追の真実に関する質問), 108(ある男の不当かつ裁判官とシェリフなしの絞首刑), 185(陪審の不当な否認; 窃盗犯の動産の隠匿), (1185-86); *PR* 36:6(陪審への不当な指示), 17(判決後の陪審の否認; 不当な陪審への嫌がらせ*), 66(陪審への嫌がらせ), 124(偽誓)(1185-86); *PR* 38:93(殺人犯を逮捕するための叫喚追跡の声の不発声)(1187-88)。

⁽³⁸⁾ *PR* 31 *Henry I*, 119, 157(1130)。この罰金はヘンリ 2 世治世において継続した。*PR* 13:55(1168-69)を見よ。

⁽³⁹⁾ 決闘の拒否: *PR* 2-3-4 *Henry II*, 138(1157-58)と *PR* 1:65(1158-59)。また *PR* 38:79(1187-88)を見よ。そこでは私訴追人が決闘の撤回を理由として罰金を科せられた。*recreantisa* に関しては、*PR* 2-3-4 *Henry II*, 114(1157-58); *PR* 1:11, 21(1158-59); *PR* 8:11(1164-65); *PR* 36:75(1185-86)を見よ。また *PR* 38:78(1187-88)を見よ。そこでは保証人が私訴追人の *recreantisa* を理由として罰金を科せられた。

<p. 365> しかしそれが大規模に科せられたのは 1184 - 85 年になって初めてであった⁽⁴⁰⁾。「許可を得ない裁判の撤回」を理由とする明らかに類似の罰金が最初 1170 - 71 年に現れたが、あまり頻繁には科せられなかった⁽⁴¹⁾。1165 - 66 年のパイプ・ロウルでは、一つの罰金が私訴追の訴訟遂行懈怠 (*pro defectu prosequendi loquelam suam*) というより受動的な犯罪に対して現れた。訴訟遂行懈怠を理由とする憐憫罰金の二番目の記録が 1174 - 75 年に現れる前にほぼ十年が経過した。同じパイプ・ロウルでは、自分の権利主張を追及するのを拒否した (*noluit prosequi clamorem*) 私訴追人もまた憐憫罰金を科せられた。この罰金は撤回のそれと同様、定期的に科せられたが、しかし 1184 - 85 年までは限られた規模においてであって、そのときその使用は突然急増した⁽⁴²⁾。私訴追における懈怠を理由とする (*pro defectu appellationis/loquele*)、上記に関係するかもしれないもう一つの罰金があった。それは最初 1165 - 66 年に記録され、ヘンリ 2 世治世を通じて散発的に利用された⁽⁴³⁾ (表 4 を見よ)。

<p. 366>

訴訟遂行の保証人

1256 年のノーサンバランドとシュロップシアの巡察では、彼らの保証人がそうであったよ

⁽⁴⁰⁾ PR 12:167 (fecit et postea dimisit) (1167-68); PR 13:90, 114 (1168-69); PR 15:51, 89 (plea of land?) (1169-70); PR 16:39 (forest plea), 40 (1170-71); PR 22:161, 176, 179 (1174-75); PR 25:50, 93, 109, 110, 139, 144, 158 (plea of land?) (1175-76); PR 26:30 (1176-77); PR 27:15 (1177-78); PR 28:7, 65(2), 66, 77, 78 (1178-79); PR 29:4, 111, 117 (1179-80); PR 30:41, 46, 59, 61(2), 149 (1180-81); PR 31:18, 113 (1181-82); PR 32:38, 43, 44, 79(2), 90(2), 95, 123 (1182-83); PR 33:35 (1183-84); PR 34:4, 68, 69(7), 70(9), 71(3), 87, 90(2), 101, 102(2), 103, 113(4), 179, 192, 201(3) (1184-85); PR 36:7, 8(2), 17 (3), 23, 25(5), 31(3), 34, 35(2), 38, 55, 66, 89, 91, 127, 128(2), 134(2), 136(plea of land?), 143, 154, 165(2), 183, 190 (1185-86); PR 37:49, 102, 104, 151 (1186-87); PR 38:26, 27(2), 34, 37, 49, 52(7), 53(2), 73(3), 74(4), 76(4), 78(13), 79 (fourteen, including one for withdrawing from a duel), 80(2), 91, 92, 93(3), 94(2), 97, 103, 104, 111, 117(2), 119, 146(2), 147(3), 160, 161(4), 162(2), 168(2), 169(2), 177(2), 197(5), 206, 207(3), 213 (1187-88). 罰金の多くは、それらが科せられ年に全額支払われなかったのであって、したがってその後の数年にパイプ・ロウルに再び現われた。このリストでは各々の罰金の最初の報告だけが含まれている。

⁽⁴¹⁾ PR 16:15, 77 (1170-71); PR 25:110 (1175-76); PR 31:78(2), 79(2) (1181-82); PR 34:231 (1184-85); PR 36:176 (1185-86); PR 37:5 (1186-87); PR 38:161 (1187-88).

⁽⁴²⁾ PR 9:49 (*pro defectu prosequendi*) (1165-66); PR 22-68, 177 (1174-75); PR 27:7(2), 8, 9, 75 (1177-78); PR 28:65(3) (1178-79); PR 29:10, 11, 117 (1179-80); PR 30:59(2), 61(2), 88, 91(1180-81); PR 31:17, 112, 127(3) (1181-82); PR 32:61, 73(2), 80 (1182-83); PR 33:48, 66 (1183-84); PR 34:36(2), 40, 58, 59, 87, 89(3), 90(5), 101, 103(2), 112, 113 (1184-85); PR 36:17, 23, 34, 40, 62(2), 74, 114, 139, 165, 175, 183 (1185-86); PR 37:160 (1186-87); PR 38:37, 42, 43(5), 44(9), 46, 61, 62(5), 63, 73, 78(6), 79, 93, 115(2), 116(2), 117(7), 118(4), 119(3), 125, 126(4), 127(4), 132(2), 133, 147, 154(8), 207(2), 213 (plea of land?) (1187-88). 罰金の幾つかは、それらが科せられ年に全額支払われなかったのであって、したがってその後の数年にパイプ・ロウルに再び現われた。このリストでは各々の罰金の最初の報告だけが含まれている。

⁽⁴³⁾ PR 9:46, 76 (1165-66); PR 12:87(1167-68); PR 13:29, 34, 59, 139, 147 (1168-69); PR 19:5 (1172-73); PR 22:177 (2) (1174-75); PR 25:109 (1175-76); PR 26:185 (1176-77); PR 28:34, 77(3), 78(1178-79); PR 33:48 (1183-84); PR 36:165 (1185-86). この期間中には、不特定の「懈怠」を理由とする多数の罰金も存在したが、しかし私訴追を放棄する以外の方法で懈怠することができたので、これらの懈怠はここでは考慮の外に置かれてきた。『グランヴィル』(21)では、法廷侮辱を理由に、私訴追人の場合はもし彼らが不出頭の場合に虚偽の権利主張を理由に、両当事者を訴追することは国王やその裁判官の自由裁量の範囲内であったと述べられている。パイプ・ロウルか巡察記録集のいずれかに法廷侮辱が理由であると特に述べられる罰金は存在しないか私の注意を逃れるほど非常に稀であるかのいずれかである。ヘンリ 2 世のパイプ・ロウルには虚偽の権利主張を理由とする多くの罰金が存在する。しかし巡察記録集では、「虚偽の権利主張」は、私訴追人が私訴追を放棄しなかったが、しかし訴訟事件を証明することができなかった場合に取っておかれた罰金であるように思われる。

うに、その訴訟を放棄したすべての私訴迫人が罰金を科せられた。すべての私訴迫人とすべての保証人が罰金を科せられたということは、これら二つの開廷を幾分異例にしたが、しかしその私訴迫人と共に保証人に罰金を科すことは 1227 年のベッドフォード巡察以降一般的なやり方になったのであって、1198 年に遡る巡察記録集において異例ではなかった。時折（とりわけ 1218 - 19 年のヨークと 1221 年のコヴェントリでは）保証人がその私訴迫人に代わって罰金を科せられた（表 3 を見よ）。

最初は私訴迫人が訴えることを「誓約した」限り、保証人を見出すことなく訴訟を提起することができた。「なぜなら、もし仮に彼が厳格に保証人を見出さなければならぬとすれば、他の者は類似の告発をするのを思い留まるであろうからだ」⁽⁴⁴⁾。そういうことは認められてきたが、しかし私訴迫人が保証人を見出すのが可能なきときはいつでも、保証人を要求することが裁判制度の利益であった。訴訟遂行の保証人をとる目的は明らかである。それは私訴迫人が訴訟遂行を誓約した最初の保証を提供した。おそらくそれは、その者が地域社会での信用と経済的地位を有したことの保証でもあった。それはまた罰金の脅迫に加えて、訴訟を放棄しないよう私訴迫人に私的な圧力を生み出した。どの私訴迫人も保証人を必要とした最初の権威的な言説は、法書テキストの『グランヴィル』(1187 × 1189 年頃)においてなされた⁽⁴⁵⁾。保証人は『グランヴィル』の時代までには、既にイングランド法の確立した制度であったことが明らかであるが、しかしそのより初期の利用はアンジュー諸王の下でのその利用とは異なっていた。法書の『ヘンリ 1 世の法』(1118 年頃)によると、被告人はその出頭、将来の良き行動ないし償いのためにある種の保証を提供することを要求されたかもしれない⁽⁴⁶⁾。原告が保証人を必要とし〈p. 367〉たことを示すしは『ヘンリ 1 世の法』には存在しなかった。そしてまた 1130 年と 1155 - 56 年と 1165 - 66 年までのパイプ・ロウルにも存在しなかった。

1167 - 68 年のパイプ・ロウルには、私訴迫人の保証人に関する二つの記載事項が現れた。最初の記載事項では、二名の人がそれぞれ 1 マーク（26 シリング 8 ペンス）を支払ったが、「その理由は、彼らが保証人となったピーターが自分の権利主張を怠ったからである」。二番目の記載事項では、一人の人が 5 マークを負ったが、「その理由は、彼が、その私訴迫を履行しなかったウォーカリン・ド・ボナム Walkelin de Bonham の保証人となったからであった」。ピーター

(44) S. E. Thorne, ed. and trans., *Bracton on the Laws and Customs of England*, 4 vols. (Cambridge, Mass.: 1968-77), 2:335.

(45) *Glanvill*, 171.

(46) 被告訴人のために特に言及された保証人：『ヘンリ 1 世の法 *Leges Henrici Primi*』ss.57,2（保証人 *plegiatus*）と 57,6（*ditis plegiis rectum faciendi*）,71, 1c（*plegios*）（解決を保証すること）,76,1a（*plegios*）（人命金の支払を保証すること）。言及された被告訴人に対する保証のその他の形態、とりわけ担保（*vadium*）：*ibid.*, ss. 23,1（*divadiatione*）,41,1c（*divadiatus*）,52,1a（*vadium recti*）,80,2（*divadietur*）,82,2（*fide vel sacramentovel fideiussoribus astricus*）[償いを保証すること]及び 94, 2d（*divadietur vel implegiatur*）。F. L. Attenborough, ed. and trans., *The Laws of the Earliest English Kings* (Cambridge, 1922)における 17 世紀後半の Hlothhere と Eadric の法, s. 8 を参照。そしてそこでは被告訴人はその告訴人に保証人を提出するよう要求される場合がある（*byrigean geselle*）。

もウォーカリン Walkelin もいずれもその対応する懈怠を理由として罰金を科せられたとの記録はなかった。私訴追人の保証人の罰金は 1174 - 75 年まで再び現れなかった。そしてそのとき 7 名の保証人がそれぞれ半マークか 1 マークの罰金を科せられたが、その理由は、彼らの私訴追人が訴訟を遂行しなかったかその私訴追を撤回したかのいずれかであった。二名以上の私訴追人の保証人となった或る人は、彼がその私訴追人らを差し出さなかったとき、罰金が科せられたけれども、何人も罰金が科せられた保証人に明示的に結びついていなかった。懈怠した私訴追人の保証人と私訴追人自身の皆と一緒にそれぞれ 1 マーク半の罰金が科せられたのは、1178 - 79 年になって初めてであった。1180 年より後の時代には、私訴追人の保証人に罰金が科せられるのが極めて一般的になった。もっとも、私訴追人に罰金が科せられるのと同じくらい一般的ではなかったけれども⁽⁴⁷⁾。パイプ・ロウルが示すところでは、ヘンリ 2 世の治世には、罰金が科せられるときは、その私訴追人と一緒によりもむしろ保証人に単独で罰金が科せられるのがより一般的であった。もっとも、おそらく保証人の罰金は必ずしも常にそれ自体として記録集に記入されたとは限らないけれども。加えて、『グランヴィル』によると、私訴追人が懈怠した場合、彼の保証人は憐憫罰金に処せられるべきであった一方、私訴追人は彼が進んで訴訟遂行するまで投獄されることになっていた⁽⁴⁸⁾。私訴追人と保証人は異なるときに（保証人は私訴追人が訴訟を遂行しなくなるや否や、また私訴追人は投獄され、釈放の「身代金」を提〈p. 368〉供して初めて）罰金に服したとすれば、このことは、一般には私訴追人と保証人に一緒に罰金が科せられるのをパイプ・ロウルの記載事項が示さない事実を説明するかもしれない。しかしながら、注目に値するのは、1165 - 89 年のパイプ・ロウルは、放棄した私訴追人が身柄を釈放されるために罰金を支払っていたとの印象を与えないことである。1198 年以降の巡察記録集では、放棄した私訴追人は一般に逮捕が命令されたが、しかし彼らは罰金を支払って即座に拘禁を免れるのがおそらく慣習であった。なぜなら、罰金は、巡察記録集の最初の記載事項の本文中に記録されていたからである。

（沢田裕治訳、マーガレット・H・カー「重罪私訴追のアンジュ改革(1)」2009 年 10 月 1 日脱稿）

⁽⁴⁷⁾ ヘンリ 2 世下に私訴追人の保証人に課せられた罰金については、PR 12:148, 150 (1167-68); PR 22:45, 46, 177, 178 (1174-75); PR 28:34?, 47? (1178-79); PR 29:4?, 10?, 11?, 13, 96, 100, 101, 102?, 110-111? (1179-80); PR 31:18, 112?, 127, 134, 143 (1181-82); PR 32:30, 31, 32 (1182-83); PR 33:48?(2), 139 (1186-87); PR 38:27, 37?, 41, 44?, 52, 59, 73, 74, 75, 76, 77(3), 78(4 つの罰金にもう一つ加えたものが私訴追人の recreantisa を理由として私訴追人の保証人に課せられる), 79(6), 91(2), 92, 93, 104, 115?, 117?, 139, 145(2), 146(4), 147(7), 154?, 160, 197, 198, 199, 207? (1187-88) を見よ。多くの保証人は、「彼が保証する者が私訴追を撤回したか／追行しなかったのか」明示的に罰金を科せられた。クウェスチョン・マーク(?) の付された記載事項は、私訴追人が訴訟を追行しないか撤回した理由で罰金を科せられた状況を示している。以下の一つの記載事項では、もう一人がその私訴追人の「保証を理由として pro plegio」罰金を科せられた。保証を理由に罰金を科せられた人物は、私訴追人がその私訴追を放棄した理由で罰金を科せられたことを強く示している。

⁽⁴⁸⁾ Glanvill, 21.